

ビルの名称が
変わりました

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 283 回

これから地域金融機関の振るい落としが始まってくるものと思われます。各機関が生き残るためにも、貸出先に対する事業性評価力と目利き力向上力の強化が求められています。

すなわち企業の事業性を評価した融資と持続可能な企業に対する経営改善、生産性向上、体質強化の支援です。

この中で、事業性評価とは

- 企業の、製品・サービスの新規性、独創性
- そして同じく、市場性、将来性
- また、実現性、収益性（売上高利益計画、資金計画、資金調達力）
- そして、社長の経営力

を見ることであり、それがいい会社には担保がなくてもどんどん貸付をすることが金融庁の施策で求められています。

逆にいうと、そういった金融機関にうまく対応できる力があるかどうか、これからの我々中小企業にとって重要な事になります。

まさにわが中小企業が今一步飛躍する絶好のチャンスです。しっかり考え、勉強し、研究し、実行してください。

前田会計もご支援いたします。

ところで、小規模事業者が商工会議所と一体となって販路開拓に取り組む費用（チラシ制作費用等）の 2 / 3 が国により補助されます（ただし上限 50 万円）。

また中小企業等が購入する最新モデルの省エネ機器、設備を対象に、費用の 1 / 2 が国により補助されます。

こういった情報も十分に把握して、積極的に利用することも大切ですね。

前田の《今人生を語る》第 188 回

めざめよ日本人 (111)

最近、若者のインターネットを使った動画による自己アピールや、平気で人を殺し、害する例が相当増えてきています。

なぜでしょう？

安岡先生の次の言葉が参考になる気がします。

「父が子に満足を感じている限りにおいて、子自身が自分に満足できる。子は父より注目されることを欲するものだ。」

まさに、親の子に対する情熱や思いやりの欠如が、子の道徳心や他人を思いやる心の欠如につながっているのではないかと思います。

平成 27 年 1 月 1 日から相続税では基礎控除額の引下げや最高税率の引上げが行われ、贈与税では税率構造が変更されるほか、相続時精算課税の適用対象が拡大されています。

平成 27 年度税制改正大綱では、相続税・贈与税について、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化を目的に住宅取得等資金の贈与税の非課税措置を拡充するほか、少子高齢化の進展・人口減少への対応として、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置が創設されることとなりましたので、ご紹介させて頂きたいと思ひます。

1. 住宅取得等資金の贈与税の非課税措置の拡充・延長

平成 24 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与で、居住用家屋の新築・取得・増改築等用の資金「住宅取得等資金」を取得した場合で、一定の要件を満たすときは、一定額について、贈与税が非課税となります。

住宅市場の活性化のため、平成 27 年度税制改正大綱では、平成 31 年 6 月末まで適用期限を延長・拡充されます。また、平成 28 年 9 月までにこの非課税措置を適用した場合でも、「消費税率 10%適用者（消費税率 10%で住宅購入を契約した者）」枠で再度適用することができることとしています。

区分	消費税率 10%適用者		それ以外の者※1	
	耐震・エコ・バリアフリー住宅※2	一般住宅	耐震・エコ・バリアフリー住宅※2	一般住宅
平成 26 年			1,000 万円	500 万円
平成 27 年			1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月～9 月			1,200 万円	700 万円
平成 28 年 10 月～29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月～30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月～31 年 6 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円

※1 消費税率 8%で住宅購入を契約した者、個人間による売買で中古住宅購入を契約した者

※2 耐震住宅：耐震等級 2 以上または免震建築物に該当する住宅
 エコ住宅：省エネ等級 4 または一次エネルギー消費量等級 4 以上（27 年～）の住宅
 バリアフリー住宅（27 年～）：高齢者等配慮対策等級 3 以上の住宅

2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の創設

祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る非課税措置が創設されます。

受贈者	20 歳以上 50 歳未満
贈与者	直系尊属（受贈者の親・祖父母）
金銭等の拠出先	金融機関の受贈者名義の口座
金銭等の使用目的	受贈者の結婚・子育て資金
非課税限度額	受贈者 1 人毎に 1,000 万円。結婚関係の支出分は 300 万円まで
結婚・子育て資金	挙式費用・新居の住居費・引越し費用・不妊治療費・出産費用・産後ケア費用・子の医療費・子の保育費
拠出期限	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の拠出
申告方法	受贈者がこの非課税措置の適用に係る申告書を金融機関に提出
拠出の確認	受贈者が結婚・子育て資金用の支出を証する書類を金融機関に提出
口座に係る契約終了	①受贈者が 50 歳に達した場合、②受贈者が死亡した場合、③信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったとき
契約終了時の残額	使い残しがある場合は、その使い残しについて贈与税課税。受贈者死亡の場合は贈与税非課税
贈与者の死亡	口座に係る契約途中で贈与者が死亡した場合、金銭等の拠出額から結婚・子育て資金の支出額を控除した残額について相続財産に加算（2 割加算については対象外）